

第4章

欧州連合（EU）・英国

1. 欧州連合（EU）

内国民待遇

炭素国境調整措置

<措置の概要>

EUは、世界最大規模の温室効果ガス排出権取引制度であるEU・ETS（Emission Trading System）を運営している。域内でこうした温室効果ガス排出削減措置を講じた場合、域内産品がそのような規制を受けていない海外からの輸入産品によって代替されること及び域内の生産拠点が域外に移転することで、地球全体の温室効果ガスの排出が減らないという、いわゆるカーボンリーケージ（carbon leakage）が問題となりうる。EUは2019年12月に「欧州グリーンディール」を公表し、2021年にカーボンリーケージ防止のために炭素国境調整措置（CBAM：Carbon Border Adjustment Mechanism）を提案することを発表した。その後、2021年7月に欧州委員会が、2030年までに1990年比で温室効果ガスを少なくとも55%削減することを目標とした各種政策のパッケージであるFit for 55の一環として、CBAMに関する規則案を公表し、欧州委員会・欧州議会・理事会の三者による調整を経て、2023年5月に規則として成立した。

その内容は、EUへの輸入品につき、輸入者に対して、当該輸入品の製品炭素含有量に応じた賦課金を、CBAM証書の購入義務を課す形で賦課するというものである。措置の対象国は全ての国とされ、除外対象は、EU・ETSに完全にリンクした制度を有する一部の国（アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス）等に限定されており、途上国例外は設けられていない。対象は、エネルギー集約型であり貿易が多いとされる、鉄鋼、アルミ、セメント、肥料、水素、電力、鉄鋼やアルミの一部下流製品（ねじやボルトなど）に限定されている。ただし、後述のとおり、移行期間に輸入者の報告によって収集した情報に基づき、対象の範囲拡大が検討されている。

賦課金の具体的な算定方式は以下のとおりである。

輸入課金 = CBAM 証書価格（P / CO₂ ton）× 製品単位当たり排出量（CO₂ ton / Q）× 製品輸入量（Q）

上記の算出に必要な要素のうち、排出量に関して、考慮される排出範囲は、鉄鋼、アルミ、これらの下流製品、水素、電力は直接排出のみ、その他の品目は間接排出（電力使用に伴う排出）も含むとされた。

また、当局が実際の排出量を適切に検証できない場合は、当局は、各輸出国の平均排出原単位に各国ごとのマージアップ（詳細は実施細則に委ねられている）を加算して、輸出国ごとかつ産品ごとに、デフォルト値を設定することができる（ただし電力を除く）。輸出国の平均排出原単位として信用できるデータがない場合は、デフォルト値は、当該産品に関するEU域内の各生産工程の排出量下位X%に当たる生産拠点の平均排出原単位に基づいて設定される（Xの値はImplementing Actにおいて定められる）。なお、デフォルト値は、使用エネルギー等、各生産国の固有事情を考慮して調整することとされている（CBAM規則7条、Annex IV）。

CBAM証書価格は、前週におけるEU・ETSの全入札の平均終値に基づいて設定され、域内規制上の炭素価格と同一水準となることが意図されている。ただし、EU域外で支払われた炭素価格（tax, levy, fee or emission allowances）は、輸入課金額（提出すべきCBAM証明書数）から控除できる（CBAM規則9条）。すなわち、原産国で支払われた炭素価格は輸入課金から控除される。また、第三国（原産国）で支払われた炭素価格の考慮に関しては、EUは当該第三国と、当該第三国の炭素価格メカニズムを考慮するための合意を締結することができる（CBAM規則2条12項）。

CBAM は、EU - ETS 上のカーボンリーケージリスク対策措置である無償割当枠及び電力コスト補填の代替措置であると説明されており、輸入課金額（提出すべき CBAM 証明書数）は、無償割当枠の程度を反映して調整されることが予定されている（CBAM 規則 31 条 1 項）。無償割当枠は 2026 年から 2034 年にかけて段階的にフェーズアウトされ、CBAM はその間に段階的に導入される。無償割り当ての縮小に伴って、EU からの輸出品が不利になるとの意見を受けて、本規則には、今後 EU - ETS または同様の炭素価格メカニズムを適用しない第三国に対する輸出品についてカーボンリーケージリスクがあると評価できる場合には、何らかの WTO 整合的な措置（輸出品に対する何らかの支援が想定される）を検討するよう求める規定（CBAM 規則 30 条 5 項）も存在する。

CBAM は 2023 年 10 月から 2025 年末までは「移行期間」として実施された。移行期間中は、輸入者は、輸入課金支払義務を負わないが、対象製品の輸入量や製品製造時の排出量（直接排出及び間接排出の一部）、輸出国で支払われた炭素価格について記載した CBAM 報告書を 2024 年 1 月から四半期ごとに提出する義務を負う。CBAM は移行期間中にレビューが実施されることになっており、報告内容は、移行期間後の制度において、スコープを他の物品・サービスに拡大させるための検討や、排出量算定方法を発展させるために活用される。2026 年 1 月より本格施行となり、各種実施規則等が公開されている。なお、2025 年 2 月に欧州委員会から公表された環境関連規制の簡素化を含むオムニバスパッケージにおいて CBAM の簡素化が提案され、同年 10 月に公布・施行された。加えて、2025 年 12 月には、欧州委員会から、CBAM 対象製品の拡大案の公表及び CBAM 対象製品を製造する域内企業への暫定的な支援として脱炭素基金（Temporary Decarbonisation Fund）の提案がなされており、その内容については後段の「最近の動き」を参照されたい。

<国際ルール上の問題点>

CBAM 一般に関連しうる WTO ルール上の論点は多岐にわたるが、代表的なものとして内国民待遇義務（内国税等について GATT 3 条 2 項、国内規制については GATT 3 条 4 項）との関係が問われうる。3 条 2 項は輸入産品に対する内国税その他の内国課徴金の賦課額が「同種の国内産品」に対する賦課額を超えることを禁止し、第 4 項は国内規制上輸入産品に同種の国産品「より不利でない待遇」を与えるべきことを定めている。EU の CBAM は、EU - ETS をベースにしているところ、EU - ETS はモノに対する内国税には当たらず、むしろ国内規制と考えられるとして、3 条 4 項が適用される可能性が高い。

そのうえで、EU の CBAM は、EU - ETS を参照し、輸入品に対して EU - ETS による国産品の負荷と同水準の負荷を課すことを謳っているが、輸入品が服する CBAM は、EU - ETS と同一の制度ではない以上、輸入産品が域内産品に比べて不利な立場に置かれる場面はいくつか想定できる。例えば、域内生産者による EU - ETS 上の排出権の入手方法は、市場での購入、相対取引、過去の割当ての余剰の利用など多岐にわたるのに対し、CBAM 証書については、週単位の単一価格での購入しか想定されない。また、EU - ETS には、鉄鋼などの EITE（energy-intensive trade exposure）セクターには排出権の無償割当があり、これは段階的に削減する予定とされているが、これが内外差別的な状況とならないかは注意が必要である。

さらに、EU の CBAM には原産地において支払われた炭素価格を控除する仕組みがあり、控除対象は税・賦課金・手数料の他、排出権取引制度の下で支払われた金銭的な金額と定義される。今後、制度の詳細が判明することになるが、輸入産品に対してのみ原産国の排出・環境規制による負担と CBAM 賦課金という二重の規制コストを負担させることにならないよう事態を見守る必要がある。

加えて、措置の適用範囲にも違いがある。EU - ETS は一定規模以上の産業セクターの設備（概ね 25,000tCO₂e/年以上排出する設備）等に適用されるが、CBAM は小規模輸入者（年間輸入量 50 t 未満）を除き適用されるとされている。まず、着目する指標や主体が異なっているが、この違いにより、域内であれば EU - ETS の義務に服さない規模の中小企業・事業所等で生産された輸入産品も、CBAM 賦課金の対象となり得る。その他、詳細は明らかにされていないものの、対象産品の製造過程での炭素排出量の計算も、おのずから EU - ETS と CBAM で差異が生じざるを得ず（賦課の単位が、EU - ETS は施設単位であるのに対し、CBAM は輸入産品単位であることにも留意）、その手法によっては輸入産品が不利に置かれる場面が生じる可能性は否定しがたい。

仮に内国民待遇義務違反に当たる場合でも、GATT 20 条の一般例外、特に有限天然資源（清浄な大気）の保護に関する 20 条(g)号に基づき措置の正当化が試みられる可能性もある。しかしその場合、同条柱書の要件を充足するか否かの検討において、環境保護のためのカーボンリーケージ防止という規制目的に対して、CBAM が適切な設計となっているかが問われることになる。そもそも輸入産品の炭素集約度が、域内産品と同等か、より低い場合、輸

入に伴うカーボンリーケージは発生せず、国境で賦課金を課すべき根拠がない。しかしEUのCBAMの設計上は、輸入製品の炭素集約度がゼロとならない限りは、域内産製品より炭素集約度が低くてもCBAM証書の購入義務は生じうるため、カーボンリーケージの防止と主張される本措置の目的と本措置の設計・構造の関連性に疑義が残る。

さらに、「最新の動き」で後述するとおり、CBAM対象製品を製造する域内企業への暫定的な支援として「脱炭素基金（Temporary Decarbonisation Fund）」が提案されている。欧州委員会の公表資料及びQ&Aによれば、脱炭素基金の目的は、第三国市場に輸出されたEU製品の競争力がEU-ETSに基づく負担によって低下し、安価で体化排出量の多い他国製の代替品に置き換えられる結果として、EU域内産業の域外移転等のカーボンリーケージを招くことがないように、そのようなリスクが特に高い産業の事業者に対して支援を行うものとされている。EUが輸出する製品の第三国市場における競争力強化を目的とする支援となることが示唆されており、今後の制度設計・運用次第では、WTO補助金協定に基づく禁止補助金の一つである輸出補助金（補助金協定3条1項（a））と同様の市場歪曲的な輸出インセンティブを生じさせる、実質的にはWTOルールの潜脱と言わざるを得ない不当な輸出支援となるおそれがある。

<最近の動き>

本件規則は、2023年10月から移行期間として運用が開始された。2024年の第3四半期からは、2025年12月までの移行期間の間、輸入製品の体化排出量の報告に関するデフォルト値の使用について、複合品の場合のみ、体化排出量の20%までに限るとの制限がかかり、この条件外の場合には実測値での報告が必要となった。2025年1月には、EU域外の事業者が輸入業者に対し、自社設備に関する情報など機密性の高いデータを共有する必要がないよう、EU域外の事業者が直接、EU当局との間で機密性の高いデータを提出することを可能とする申告ポータルが開設された。

2025年2月、欧州委員会から公表された環境関連規制の簡素化を含むオムニバスパッケージにおいてCBAMの簡素化策（CBAMの簡素化・実効性強化を行う規則の改正提案）が公表され、同年10月に公布・施行された。同改正により、①CBAM賦課金の支払い義務の対象から免除される閾値について、CBAM製品の年間50トン以下の輸入とする、②アルミ・鉄鋼製品の一部についてはEU-ETSでも対象外となっている生産過程の体化排出量を除外する、③第3国炭素価格の控除を容易にするべく、欧州委員会が信頼できる公に入手可能な情報及び第三国から提供された情報に基づき、第三国毎の年間平均控除炭素価格を設定し、公表する、④CBAM証書の販売について、2027年2月1日に開始し、2026年の排出に基づくCBAM証書の購入は2027年に行えばよい、等の内容が改正された。

なお、2025年5月12日に、ロシアがEUに対してCBAMについてWTO上の協議要請を実施した（DS639）。協議要請書によれば、ロシアはCBAMについて内国民待遇義務（GATT3条2・4項等）のほか、最恵国待遇義務（GATT1条1項）、譲許義務（GATT2条1項(a)(b)）の違反を主張している（このほか、EU-ETSにつき補助金協定違反の疑いにも言及）。EUはロシアのウクライナ侵攻を理由に協議開催を拒絶したままだが、2026年3月現在、パネル設置要請の動きは見られない。

2025年12月には、CBAM対象製品を鉄鋼製品、合金製品等の180品目（CNコード）追加する改正案を発表した。主に鉄鋼・アルミニウムで構成されているものが中心であり、追加する品目の大半が産業用製品であるが、一部家庭用製品も対象となっており洗濯機などの最終製品が含まれる。

それとあわせ、CBAM対象製品を製造する域内企業への暫定的な措置として、脱炭素基金（Temporary Decarbonisation Fund）の設立提案がされた。第三国市場において、EU製品が安価で排出量の多い代替品に置き換えられ、結果としてEU域内産業の域外移転等のカーボンリーケージを招くことを防ぐため、そのようなリスクが特に高い産業に属する域内事業者に対し、脱炭素への取組を示すことを条件にEU-ETSの炭素価格の一部を還付する制度とされている。脱炭素基金はEU加盟国からの拠出によって組成され、各拠出額はCBAM証書販売額の25%に相当する額とされている。

本改正提案等の我が国の事業者に対する影響については精査段階であるものの、EU域外の事業者に対する過度な対応コスト・作業負担、内外無差別性の懸念等の論点は残り続けるため、引き続き、日EUグリーン・アライアンスを含む二国間やWTOなど様々な議論の場を通じて、CBAMの具体的な制度設計・運用において輸入製品が不利に扱われることのないよう、議論を継続する必要がある。

EUを嚆矢とするCBAMの議論はEU域外にも広がりつつある。英国は、2023年12月、2027年までにCBAMを導入することを発表し、2024年3月から6月にかけて、CBAM導入に関する公開コンサルテーションを実施した。同年10月には、公開コンサルテーションに対する政府回答が公表され、2027年1月からの導入が予定されている。さらに、豪州も、国境炭素調整（Border Carbon Adjustment）を含むカーボンリーケージ対策の政策オプションに関し、2023年の第1期公開コンサルテーションに続き、2024年10月に第2期公開コンサルテーションを実施した。台湾でもセメントと鉄鋼製品を対象にCBAMの検討を開始している。

こうした動きが活発化する中、各国がそれぞれ異なる態様の貿易関連気候措置、炭素国境調整措置の制度設計、導入を行うことにより措置のフラグメント化が生じ、これらに対応する事業者等にとって過度な負担、貿易障壁となることが懸念されている。この課題への対応に関しては「コラム 貿易関連の気候変動対策措置（TrCMs）を巡る最近の議論と日本の取組」で詳述する。

関税

(1) 関税構造

本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点を鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許税率の定義は、第II部第5章1を参照。

<措置の概要>

EU関税法、免税システム及び関連法規において、基本税率、暫定税率及び弾力関税率(ダンピング防止関税、相殺関税、報復関税、緊急関税、季節関税及び国際協力関税など)が規定されている。対日輸入適用税率には、MFN税率又は日EU経済連携協定(日EU・EPA)税率等が適用される。また、輸出を前提として輸入される物品や原材料などに対する関税優遇措置(減免税及び還付)がある。

EUの2024年時点の非農産品の譲許率は100%であり、単純平均譲許税率は3.9%であるが、輸送機器(最高22%)、ゴム、皮革及び履物(最高17%)、鉱物・金属(最高12%)、等の高い譲許税率が存在する。また、2024年時点の非農産品の単純平均実行関税率は4.1%であり、電気機械及び電子機器(最高14%、単純平均は2.0%)、繊維製品(最高12%、単純平均は6.6%)の関税率は他の先進国と比べても高水準であり、輸入製品は域内産製品に比べて厳しい競争条件の下に置かれている。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題は生じないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるというWTO協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

IT製品の市場アクセス拡大の促進に向けて、2015年12月に妥結したITA拡大交渉(詳細は、第II部第5章2.(2)ITA(情報技術協定)交渉を参照)において、EUは、2016年7月から対象品目201品目の関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、デジタルビデオカメラ(14%)、カーオーディオ(14%)、テレビ受信機器(14%)等が挙げられる。これらを含む全対象品目の関税が2023年までに撤廃された。

また、我が国からの市場アクセスの改善を図るため、2019年2月に日EU・EPA協定が発効したことで、我が国から輸出する全ての工業製品(乗用車(8年目に撤廃)、自動車部品・一般機械・化学工業製品・電気機器等)、ほぼ全ての農林水産品(牛肉・茶・水産物等)の関税が即時又は段階的に撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。

(2) 地域統合における譲許税率の引き上げ

<措置の概要>

GATT 28条1項の定めによれば、譲許税率の引き上げは、事前に関係国と交渉することにより実施できるものとされているが、EUは、我が国をはじめとする関係国と交渉を完了させることなく、2013年のクロアチア加盟時、2007年のブルガリア及びルーマニア加盟時、2004年の新規10か国加盟時、それ以前のEU拡大時に、新規加盟国における関税の引き上げを行った。詳細は2025年版不正貿易報告書167頁を参照。

<国際ルール上の問題点>

EU拡大に伴う一方的な関税の引き上げは、譲許税率を引き上げる場合にGATT 28条に定める手続により補償的調整を義務づけているGATT 24条6項に整合的でない可能性がある。

<最近の動き>

現在、トルコ、北マケドニア、モンテネグロ、セルビア、アルバニア、ウクライナ、モルドバ、ジョージア及びボスニア・ヘルツェゴビナがEUへの加盟交渉を行っており、コソボは加盟候補国に認定されている。今後、これらの国の加盟が実現すれば、譲許税率が引き上げられるおそれがあり、引き続き状況を注視していく必要がある。

(3) 鉄鋼製品に対する関税引き上げ措置 【新規掲載】

<措置の概要>

欧州委員会は、2025年10月、GATT 28条に基づいて鉄鋼製品全般のWTO譲許表における譲許税率を50%に引き上げる方針を発表し、同条に基づき輸出国との再交渉を開始するとWTOに通報した。なお、EU域内向けには、この譲許税率の引き上げは、2018年7月から発動している鉄鋼製品全般に対するセーフガード措置（関税割当超過分に25%の追加関税を賦課（本章「セーフガード」項目を参照））の満期（2026年6月）を見据え、同措置と「同等」の後継措置として説明され、現行セーフガード措置に比して関税割当総量を大幅に縮小した上で、関税割当超過分の追加関税を50%に引き上げる予定とされる。具体的な関税割当について、欧州委員会は、関税割当総量は「過剰生産能力問題による影響のない」2013年の輸入実績と同等（おおよそ2024の水準から半減）であるべきとし、当該総量を各鉄鋼品目に割り振る際は、各品目の2022年～2024年の輸入実績に基づくとする。2026年3月末時点において関税割当量の国別の配分は発表されていない。

<国際ルール上の問題点>

そもそも、GATT 28条の再交渉手続によって修正できるのはWTO譲許のみであり、別途EUが締結した各種EPAに基づく特惠税率を同条の手続に基づき変更することはできない。ところが、EUは、本後継措置の発動にあたって「EPA締結国も除外しない」方針を打ち出しており、この点でEUが締結する各種EPAの関税撤廃の規定に抵触する。特に日本との関係では、日EU EPA 2条8項において日EU間の鉄鋼製品の関税は完全に撤廃されているため、EUが日本産鉄鋼製品に対して関税割当の設定や追加関税の賦課を行った場合、日EU EPA 2条8項に違反する。

なお、EUは、（セーフガード措置の満了翌日である）2026年7月1日に譲許修正を発効させる旨示唆するが、このような短い交渉期間で譲許修正を強行するのは、GATT 28条の手続き上も、「相互的かつ互恵的な譲許の一般的水準を維持する」努力義務を規定するGATT 28条2項に整合しないと思われる。また、EUは、関税割当の設定自体を「補償的調整」（GATT 28条2項）の一環である旨説明するが、関税割当の設定は、譲許引き上げによる貿易制限効果を緩和しうるだけで、譲許引き上げによって崩れた「相互的かつ互恵的な譲許の一般的水準」を維持する効果はなく、同条で予定された「補償的調整」には該当しない。

また、上記の通り、輸出国ごとの関税割当量はまだ発表されていないが、仮にEUが「過剰生産能力問題による影響」を排除する等として直近の貿易量に沿わない国別割当量を設定しようとした場合、「過去の代表的な期間」の貿易量を参照し、措置がなければ「獲得すると期待される取分」に近づくよう関税割当を設定すべき等と規定するGATT 13条（同条2項柱書き及び(d)、同5項）にも違反する。

手続的には、EUは今回の譲許再交渉はGATT 28条5項に基づく再交渉の権利の事前留保（1958年1月1日を始期として3年ずつ期間を区分し、各期間満了前に、次期における譲許表修正の権利留保を通報することで、次期3年間のいつでも再交渉が開始できる。）に基づくものとしているが、実際には、GATT 28条5項上の適切な権利留保を欠いた状態で強行されている。すなわち、（セーフガード措置の満了翌日である）2026年7月1日に譲許税率を修正するとのEUの方針からすると、該当する再交渉期間は2024年1月1日から2026年12月31日までの3年間であり、当該期間開始前の2023年12月31日までに権利留保の通報を行っておく必要があった。ところが、直近のEUの権利留保通報（G/MA/435）は2024年12月17日付けであり、GATT 28条5項上の要件を充足しない。

<最近の動き>

我が国は、2025年8月及び同年12月に実施されたパブリックコンサルテーションにおいて日本政府としての懸念を表明したほか、同年10月に開催されたWTOセーフガード委員会、市場アクセス委員会、同年11月に開催された物品貿易理事会において上記問題点を提起し、各種二国間の協議でも懸念を表明した。我が国は、引き続き本措置の動向を注視し、EUに対して適切な対応を求めていく。

アンチ・ダンピング

(1) 日本製熱延鋼板に対するAD措置

<措置の概要>

2024年8月、EUは、同年6月の欧州鉄鋼連盟（EUROFER）からの申請を受けて、我が国のほかエジプト、インド、ベトナムの計4か国から輸入される熱延鋼板に対するAD調査を開始した。

<国際ルール上の問題点>

EUは、2018年7月から、鉄鋼製品全般にセーフガード措置（対象製品に各種関税割当を設定し、同割当量を超えた輸入に追加関税を課す。）を発動中であり、熱延鋼板もその対象下にある。そのため、本AD調査対象期間（2021年1月～2024年3月）を含め、EUの熱延鋼板の輸入総量はほとんど増加していない。申請者は、本件AD調査対象4か国からの輸入量の増加により損害が発生した旨を主張しているが、実際には他の輸出国のシェア減少分を上記関割の範囲内で代替しているに過ぎず、損害が発生し得る状況にはない。

さらに、2024年7月以降、上記セーフガード措置が修正・強化されたことにより、2024年下半年期の日本からの輸入量は前年比で約51.2%減少した。ところが、本件AD調査の調査対象期間は2021年1月から2024年3月までとされており、EUは同セーフガード措置による直近の貿易制限効果を考慮せず損害を認定した。本来、調査対象期間後に発生した事象であっても、調査機関が把握できる事象は適切に考慮して損害を認定すべきで、かかる適切な考慮を欠く損害認定は、AD協定3条1項に違反する。

<最近の動き>

我が国は、2024年9月、2025年4月、同年7月に政府意見書を提出したほか、2024年10月及び2025年4月に開催されたWTO AD委員会やセーフガード委員会において上記問題点を提起し、各種二国間の協議でも懸念を表明した。それにもかかわらず、EUは、同年9月にAD税を賦課する旨の最終決定を行った。我が国は、引き続き、WTO AD委員会や二国間協議などにおいてEUに適切な決定を求めていくとともに、WTO紛争解決手続も含めた必要な対応を検討していく。

(2) 日本製冷延鋼板に対するAD調査 【新規掲載】

<措置の概要>

2025年9月、EUは、同年8月の欧州鉄鋼連盟（EUROFER）からの申請を受けて、我が国のほかインド、台湾、トルコ、ベトナムの計5か国・地域から輸入される冷延鋼板に対するAD調査を開始した。

<国際ルール上の問題点>

EUは、2018年7月から、鉄鋼製品全般にセーフガード措置（対象製品に各種関税割当を設定し、同割当量を超えた輸入に追加関税を課す。（本章「セーフガード」項目を参照））を発動中であり、冷延鋼板もその対象範囲にある。そのため、本AD調査対象期間（2022年1月～2025年6月）を含め、EUの冷延鋼板の輸入総量はほとんど増加していない。

また、2025年7月以降、上記セーフガード措置が修正・強化されたことにより、2025年下半年より日本からの輸入量は減少した。ところが、本件AD調査の調査対象期間は2022年1月から2025年6月までとされており、EUが同セーフガード措置による直近の貿易制限効果を考慮せず損害を認定する懸念がある。本来、調査対象期間後に発生した事象であっても、調査機関が把握できる事象は適切に考慮して損害を認定すべきであり、かかる適切な考慮を欠く損害認定は、AD協定3条1項に違反する。

さらに、申請者は、中国の過剰生産能力の影響により日本が「特殊な市場の状況」（Particular Market Situation）にあると主張しているが、日本市場に中国製の鉄鋼製品は浸透しておらず（2024年時点で日本市場全体の3.5%に過ぎない）、また日本国内の冷延鋼板の価格も2019年及び2020年と比較して低下していない。そのため、「人工的に低い価格（artificially low price）」には該当せず国内販売価格と輸出価格の比較が困難な状態ではなく、申請者の主張は証拠を欠いた一方的なものであり、もし認定されればAD協定2条2項に違反する。

<最近の動き>

我が国は、本AD調査開始直後の2025年10月に政府意見書及び質問状に対する回答書を提出したほか、同月に開催されたWTO AD委員会やセーフガード委員会においても上記問題点を提起し、各種二国間の協議でも懸念を表明した。我が国は、引き続き本AD調査の動向を注視し、EUに対して適切な決定を求めていく。

セーフガード

鉄鋼製品に対するセーフガード措置

<措置の概要>

EUは2018年3月に鉄鋼製品の輸入に対し、セーフガード調査を開始した。同年7月19日、暫定措置を、2019年2月2日に最終措置を発動した（当初期間は2021年6月30日まで。その後2度の延長決定を経て、2026年6月30日が期限となっている）。26品目、HSコード8桁で約300製品（72081000-73069000）（熱延鋼板、冷延鋼板、ステンレス鋼板等）に対して、措置発動前3年間（2015年-2017年）の平均輸入実績に基づき、対象品目ごとに関税割当（①輸出シェア5%以上の国に対する国別country quotaと、②その他の国一括のResidual quota）を付した上で、当該割当を超過した場合、25%の追加関税を賦課する関税割当の方法をとった。

EUは域内規則上、毎年セーフガード措置のレビュー（見直し）を実施している。第1回レビュー（2019年5月）を踏まえ、対象品目ごとの関税割当数量や途上国除外などの措置を一部変更する最終決定が同年9月26日に公示され、同年10月1日から施行された。第2回レビュー（2020年2月開始）では、一部品目の国別輸入数量枠の管理ベースが年ベースから四半期ベースに変更され、Residual quotaの利用制限が強化されることとなった（同年6月30日公示、翌7月1日施行）。

第3回レビュー（2021年2月開始）では、2024年6月30日までの措置延長が決定される一方、米国232条措置の貿易効果に変動があった場合には措置自体を見直す旨の規定を追加する等の修正が行われた。その後、2022年12月、措置の早期終了の是非を検討するとして再びレビュー手続が開始されたが、結局措置の早期終了は行われなかった。

2024年2月開始のレビューでは、さらに2年間の措置再延長が決定されたほか、新たに熱延鋼板・線材について、Residual quotaの一国ごとの使用上限（四半期毎に一国15%まで）が設定された。

直近のレビュー（2024年12月開始）では、加盟国からの要請を受け、上述の Residual quota の使用制限の対象拡大・強化¹など、措置にさらなる制限が追加された（2025年3月10日公示、翌4月1日施行）。

<国際ルール上の問題点>

EU は、措置の背景として、世界的な鉄鋼の過剰生産能力問題及び他国の輸入制限措置、米国の 232 条措置に言及しており、「事情の予見されなかった発展」（関税譲許交渉時に予想できなかった事情であって、技術革新や消費者嗜好の変化等、国内産品と輸入産品との競争関係に変化をもたらすもの、と一般に解釈される）が SG の発動要件とされていること（GATT 19 条 1 項(a)）との整合性に懸念がある。この点は、トルコ提起の WTO 紛争解決手続（DS595）でも争われ、2022 年 4 月に公表されたパネル報告書では、上記「予見されない発展」と輸入増加との論理的関連性の説明が不明確であるとされたほか、「損害のおそれ」の認定も客観的証拠を欠いているとされた（翌月採択）。EU は、同年 12 月に措置の是正（最終決定書の補充・追記等）を発表したが、措置自体は継続。

2024 年 2 月開始のレビューで新たに採用された Residual quota の使用上限（四半期毎に一国 15% まで）については、輸入数量は各種 Quota で既に制限されているにも関わらず、さらに輸出国ごとの輸出数量を問題にする点で措置の必要性（SG 協定 5.1 条）に疑問があることに加え、このような新たな制限の賦課は、発動国が措置を漸進的に緩和しなければならぬとの義務（SG 協定 7.4 条）にも整合しないという懸念がある。

<最近の動き>

本措置は 2026 年 6 月に終了する予定であるが、EU は本措置終了後、その後継措置として、GATT 28 条に基づき鉄鋼製品について譲許税率を引き上げるとともに新たな関税割当を設定することを計画している（詳細は本章「鉄鋼製品に対する関税引き上げ措置」を参照）。

基準・認証制度

(1) 持続可能な製品のためのエコデザイン規則（ESPR）

<措置の概要>

EU では、環境に配慮した製品設計の枠組み作りとして、2005 年には「エネルギー使用製品に対する環境配慮設計要求枠組みに関する EU 指令（EuP 指令）」を、2009 年 10 月には「エネルギー関連製品に対する環境配慮設計要求枠組みに関する EU 指令（ErP 指令又はエコデザイン指令）」を公布した。その後、ErP 指令またはエコデザイン指令を置き換える形で 2024 年 7 月に「持続可能な製品のためのエコデザイン規則（Ecodesign for Sustainable Products Regulation; ESPR、（EU）2024/1781）」が発効した。

同規則では、EU 域内で上市されるほぼすべての物理製品（部品および中間製品を含む）を対象とし、製品の環境持続性を改善し環境およびカーボンフットプリントを削減し、持続可能な製品を域内流通させることを目的として性能要求と情報要求を定めている。性能要求にはリサイクル材使用、水資源効率、リサイクル性、廃棄物、エネルギー消費、リユース性、信頼性、耐久性/修理性、カーボン/環境フットプリントなどが含まれ、情報要求には上記の性能要求に関する情報に加え、化学物質や機器の設置/使用/メンテナンス/使用後の取り扱い方法、および環境情報のトレーサビリティを可能にするデジタル製品パスポート（Digital Product Passport; DPP）が含まれる。また、売れ残り製品の廃棄禁止に関する要求も含まれる。詳細な要求事項は、欧州委員会が作成する作業計画に従って今後作成・採択される「委任法（Delegated Acts）」によって規定される。

<国際ルール上の問題点>

同規則および対象製品毎の委任法が、正当な政策目的達成のために必要以上に貿易制限的である場合には、TBT 協定 2 条 2 項に違反する可能性がある。

¹ 熱延鋼板の使用制限が四半期毎に一国 13% までに縮小されたほか、同様の国別使用制限の対象が 16 品目まで拡大。とりわけ、冷延鋼板については、新設された使用制限は一国あたり 13% という厳格なものである。

<最近の動き>

ErP 指令を改正するものとして、持続可能な製品のためのエコデザイン規則（ESPR）が2024年7月に発効した。同規則では、ErP 指令の枠組みをより幅広い製品に適用するとともに、製品の耐久性、資源効率、再生材使用、リサイクル容易性といった循環性、製品ライフサイクルにおける環境影響（環境フットプリント）、環境情報のトレーサビリティを可能にするデジタル製品パスポート(DPP)の導入などが追加されている。

同規則は、あくまでも製品のエコデザイン要件に関する枠組みを設定するもので、優先的に取り扱われる製品群や具体的な要件の内容は、欧州委員会が今後、製品グループごとに委任法により設定する。また、デジタル製品パスポート（DPP）を導入し、関係者が製品特有の持続可能性、循環性、法適合文書等の情報にアクセスできるようにする。さらに、全ての製品を対象として売れ残り製品の廃棄に関する情報公開や、テキスタイルや履物を対象として売れ残り製品の廃棄禁止が要求されている。

2025年4月16日、欧州委員会は、ESPR 及びエネルギーラベリング規則（ELFR）の規定に基づき、作業計画（2025-2030年）を採択した。鉄鋼、アルミニウム、繊維（特に衣料品）、家具、タイヤ及びマットレスを優先製品と定め、また消費者向け電子機器や小型家電製品等の製品の修理性に関する要件にリサイクル性の要件を含む横断的な措置を導入するとしている。

必要以上に過度な要件により EU 市場へのアクセスが制限されることのないよう、今後も本件に係る動向を注視する必要がある。

(2) 化学品規制（REACH・CLP）

<措置の概要>

EUにおける化学品に関する規制として、化学品の登録、評価、認可及び制限に関する規則（REACH 規則：Regulation on the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals）（(EC) No 1907/2006）と化学品の分類、表示、包装に関する規則（CLP 規則：Regulation on Classification, Labelling and Packaging of substances and mixtures）（(EC) No 1272/2008）が施行されており、REACH 規則は2007年の発効以降、EU域外の国においても参照されている。

両規則は施行以降も改正を重ねており、下記に示すように現在も改正議論が行われている。

<国際ルール上の問題点>

これらの規則が EU 域外企業を域内企業に比して不利に扱うようなものになる場合は、TBT 協定2条1項に違反する可能性がある。また、REACH 規則や CLP 規則は、人の健康と環境等の高い水準での保護と、物質、混合物及び成形品の自由な移動の確保、競争力と革新の確保等を目的とするものの、当該政策目的達成のために必要以上に貿易制限的である場合には TBT 協定2条2項との整合性の観点で問題となる可能性がある。加えて、CLP 規則については、化学物質の分類や表示規制についての国際基準である GHS を基礎としないものとなる場合には、TBT 協定2条4項との不整合が生じる可能性がある。

<最近の動き>

EU は、2020年10月、安全で持続可能な化学物質に関するイノベーションを促進し、有害化学物質に対する健康と環境保護を強化することを目的とした「持続性のための化学物質戦略」（Chemicals Strategy for Sustainability；CSS）を公表し、この戦略の一環として REACH 規則と CLP 規則の改正を進めてきた。

REACH 規則の改正では、ポリマーの登録や「エッセンシャルユース」の概念を基にした化学物質の用途制限などが検討されており、2025年度の欧州委員会作業計画では2025年末までに改正案が提案される予定である。CLP 規則の改正では、内分泌かく乱（ED）、難分解性、生物蓄積性、毒性（PBT/vPvB）、難分解性、移動性、毒性（PMT/vPvM）を国際基準である GHS に先行して新しい危険有害性として分類、表示する委任規則（(EU) 2023/707）が2023年4月20日に発効した。さらに、デジタルラベルやオンライン販売の場合の要求事項を定めた改正法が2023年4月17日に TBT 通報され、2024年12月20日に（(EC) 2024/2865）として発効した。

委任規則で導入された新たな危険有害性は、CSSに基づき、化学物質管理にとどまらず、持続可能な事業活動を分類するタクソノミーに関する委任法やサステナビリティ報告指令といった EU における情報開示の基準にも含まれる。

CLP 規則に関しては、2021年8月9日から同年11月15日にかけてパブコメを実施し、2022年12月19日に CLP 規則の改定案が公表された。同改定案に対し、欧州委員会は2022年12月20日から2023年2月23日までの間一般からのフィードバックを受け付けた。CLP 規則 Annex VI Part 3 に関して、2021年3月11日に改正され、2022年12月17日から発効している。2025年11月17日に CLP 規則の多くの規定の適用開始日を2028年1月1日まで延期することが決定した。

一方で、EU は CLP 規則に導入した新しい危険有害性分類を国連 GHS に導入するよう2022年12月の国連 GHS 小委員会で提案し、検討が行われている。このように、REACH 規則及び CLP 規則の影響は、EU 域外にも及ぶことから、EU における化学品規制の動向を引き続き注視していく必要がある。

REACH 規則においては、運用面で制限の適用についても変化が見られ、物質グループでの制限提案が行われるようになった。マイクロプラスチックに対しては2023年より用途毎の制限が発効した。内分泌かく乱特性を有するビスフェノール類に対しては2022年10月にドイツより制限提案がなされたが、2023年8月に一時取り下げとなっている。

PFAS 類に関しては、2023年1月にはデンマーク、ドイツ、オランダ、ノルウェー、スウェーデンの5加盟国より、10,000種以上のPFASを対象とした包括的なPFAS制限提案が提出され、2023年3月から同年9月にかけてパブリックコンサルテーションを実施した。これには我が国の多数の企業、業界団体だけでなく、経済産業省製造産業局素材産業課からも TBT 協定2条2項への整合性を指摘するコメントを提出した。提出されたコメントは合計5,600件を超え、PFAS 規制に対する影響の大きさが伺い知れる結果となった。日本政府は2023年6月のWTO/TBT 委員会において、PFAS 制限提案を新たな特定貿易に関する懸念（New Specific Trade Concern）として韓国と共に声明を発表した。このような状況から、欧州委員会は、制限の対象範囲が広いことを踏まえてセクター別に検討を行うアプローチを採用することを決定した。そして、2026年3月26日から同年5月25日にかけて、評価結果に基づく SEAC 案に対してパブコメ（2か月間）を実施している。これらの結果を踏まえて、ECHA は、2026年末までに最終報告書を欧州委員会に提出すると発表した。よって、2027年にはフェーズ3に移行し、欧州委員会での法案決定と制限に向けた準備の段階に進む見通しである。

また、REACH 規制に限らず、ストックホルム条約に基づく EU の POPs（Regulation on Persistent Organic Pollutants）規則（（EU）2019/1021）で規制されている残留性有機化学物質の非意図的混入閾値を大きく引き下げる提案が2023年より続いている。

REACH 規則の改正と運用、CLP 規則改正の施行、他化学物質規制に関しては域外との貿易を損ねないように注視する必要がある。

(3) 医療機器規制（MDR）・体外診断用医療機器規制（IVDR）

2025年版不正貿易報告書 159-160 頁参照。

(4) バッテリー及び廃棄バッテリー規則

<措置の概要>

2020年12月、EU はバッテリー及び廃棄バッテリーに係る新たな規則案を公表し、2021年1月 TBT 通報した。2022年12月には欧州議会と EU 理事会の間で暫定合意が成立し、2023年1月18日付で欧州委員会、欧州議会及び EU 理事会の修正案が公表された。この規則（（EU）2023/1542）は2023年7月12日採択され、同年8月17日に発効した。その運用のため、2023年から2028年にかけて下位規則が採択され2025年以降、リサイクル効率、材料回収率、リサイクル率の目標が段階的に導入される見込みである。2024年4月30日から5月28日にかけて、EV 向けバッテリーのカーボンフットプリント（Carbon Footprint of Batteries-EV；CFB-EV）の計算方法案に関する意見公募手続が行われ、127件の意見が寄せられた。また、欧州委員会統合研究センター（Joint Research Centre；JRC）は、2024年6月、産業用バッテリーのカーボンフットプリント（CFB-IND）の計算方法案及びEV

用のカーボンフットプリントのラベリングに関する意見公募手続を実施し、その結果を元に、2025年4月11日、JRCが産業用バッテリーのカーボンフットプリントの標準計算手法を公表した。対象は内蔵蓄電機構のみを持つ容量2kWh超の充電式産業用バッテリーである。

リサイクルについては、一部の産業用バッテリー、化石燃料自動車の始動、照明及びイグニッション用バッテリー及びEVバッテリーについてリサイクル原料の最低含有割合が義務付けられる。2025年7月には、廃棄電池のリサイクル効率及び材料回収率の計算方法等を定める委任規則（Commission delegated regulation 2025/606）が施行された。

バッテリー規則48条は、バッテリーを上市または使用する経済事業者に対して原材料及び社会的・環境的リスクに対するデュー・ディリジェンス方針を策定し、実施する義務を定めている。2025年7月30日、電池規則を一部改訂する規則が公布され、デュー・ディリジェンス義務の強制日が2027年8月18日に延期され、ガイドラインの発行期限が2026年7月26日に延期された。同規則77条では「バッテリーパスポート（Battery passport）」について規定しており、原料及び使用されているリサイクル原料をQRコードの形式で表示することが要求される。附属書XIIIは、当該バッテリーパスポートに記載しなければならない情報として電池材料の組成や構造等を規定している。その他、本規則には、カーボンフットプリント、リサイクル材料の含有、適合性評価、拡大生産者責任といった新たな要素又は概念が盛り込まれている。

<国際ルール上の問題点>

GATT1条及び3条は、輸入品間・輸入品と国産品との間の差別を禁止し、またGATT20条は、特定の目的のための措置を一定条件の下で許容しているが、恣意的又は正当と認められない差別となるような措置の適用を禁止している。さらにTBT協定2条1項も差別を禁止している。国内の環境保護政策や電源構成については各国が自ら決定する権利を有しているが、措置を適用する際には、これら無差別の規律や輸出国における異なる事情に照らして、適切な規制であるか、輸出国の国内事情を反映する柔軟性を有しているかも考慮されることが望ましい。たとえば、カーボンフットプリントの計算方法や報告形式、デュー・ディリジェンスの実施方法などにおいて、輸出国の事情を考慮しているかが論点になり得る。また、TBT協定2条2項は正当な目的を達成するために必要である以上に貿易制限的な手段を採用しないことを求めているので、本規則の手法や要件がバッテリーの安全で持続可能な生産やリサイクルの目的を達成するために必要以上に貿易制限的でないことが確保されなければならない。

本規則では小型のポータブル電池から車載用電池、産業用電池に至る幅広い種類の電池を対象としている。多様な種類の電池の多岐にわたる販売経路に対して、サプライチェーン上の誰がどのような義務を負うか明確化されていない点が多く、対応にあたっては事業者による解釈の違いに起因する混乱や負担が生じている。例えば、EU域外で電池を組み込んだ最終製品をEUに輸入する場合であって、組み込まれる電池が最終製品の製造者とは異なる事業者によって製造される場合、本規則が定める「製造者」の義務を果たすのが電池の製造者なのか最終製品の製造者なのか明確にされていない。EU域外からの輸入品が域内生産品よりも不利な待遇となる場合には、TBT協定2条1項に違反するおそれがある。また、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的となる場合には、TBT協定2条2項に違反するおそれがある。

また、<措置の概要>に記載の規則案77条及び附属書XIIIは、電池材料の組成や構造等の情報を電子交換システムに記載することを求めているが、これらの情報は、事業者にとって営業秘密である場合が多い。営業秘密の要求が正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的となる場合には、TBT協定2条2項に違反するおそれがある。

さらに、本規則CHAPTER VIIでは2027年8月18日から適用開始される経済事業者に対するデュー・ディリジェンス義務を定めている。要求事項にはトップマネジメントの指名を含む管理システム作成や認証機関（Notified Body）による第三者監査の要求など、適合に時間を要する要求が含まれているにもかかわらず、詳細を定めたガイドラインの発行期限が適用開始日のわずか12か月前であり、関連する細則の採択に関しては期日が書かれていない。2026年3月時点でもデュー・ディリジェンス義務に対する第三者監査をおこなう責任を有するNotified Bodyの登録も確認されておらず、事業者にとっては適合に必要な情報が揃う時期が予見できず対応が開始できないため、適用開始日以降の電池の上市に対して深刻な懸念が生じている。関連する規則の公表および適合に必要な環境の整備と義務の実施との間に十分な期間が与えられない場合、TBT協定2条12項に違反する可能性がある。

<最近の動き>

我が国は、2022年12月に開催された日EU産業政策対話・自動車ワーキンググループ等において、本規則案に関する意見交換を行い、EUに対し、カーボンフットプリントの計算方法やリサイクル、データの取り扱い等に関する情報提供を求めるとともに、引き続き日EU間の議論を継続することとしており、こうした要件や手続が、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的なものとならぬよう、EUに対して継続的な働きかけを行う。

(5) Fガス規制

<措置の概要>

EUにおける温室効果ガスに関する規制は、オゾン層を保護し温暖化を抑制する観点から、2000年から特定フロン（CFC：クロロフルオロカーボン、HCFC：ハイドロクロロフルオロカーボン）が禁止とされ、2006年からは代替フロン（HFC：ハイドロフルオロカーボン）に関する排出抑制の規制が行われた。

その後、2014年に新たに規則が改正され、フッ素を含む温室効果ガス全体（以下、「Fガス」）の排出を2030年までに3分の2に削減することを目的として、Fガス使用量の総量の削減が規定された。また、HFC使用機器の規制として、冷媒容量3kg未満のスプリット型エアコンについて、2025年から冷媒の地球温暖化係数（GWP）を750未満とする旨が規定された。

こうした中、更なるHFC排出量削減の前倒しを図るべく、2022年4月に欧州委員会から、新たな規則改正案が提案され、（EU）2024/573として2024年3月11日に発効した。

この改正規則には、エアコン、ヒートポンプなどの特定機器へのFガス使用について、1) スプリット型（冷媒が室内外を循環するもの）について、①12kW以下の容量のものについて、2027年又は2029年（種類により異なる）からGWP150以上の使用禁止、2035年からFガスの全面使用禁止、②12kW超のものについて、2033年からGWP150以上の使用禁止等、2) セルフコンテナ型（冷媒が室外機のみ存在するもの）について、①12kW以下のものについて、2027年からGWP150以上の使用禁止、2032年からFガスの全面使用禁止、②12kW超のものについて、機器、容量に応じ順次GWP150以上の使用を禁止する等の規定が盛り込まれた。

これまで日本ではHFCを削減し気候変動を緩和するために、自然冷媒並みにGWPが低い次世代冷媒（例えば、HFO：ハイドロフルオロオレフィン等）の開発を行ってきた。EUによる将来的なFガスの全面禁止はこのような革新的な解決策（イノベーション）を阻害し、安全でエネルギー効率の高い技術や製品へのアクセスを妨げるおそれがある。また、EUのFガス規制上代替冷媒として有力とされるプロパン（R290）は強燃性があり、設置、修理、廃棄時などに安全性の懸念がある。

安全規定との関係では、現地の安全規定により使用が義務付けられている場合を除きFガスを使用する機器等の上市が禁止されるところ（改正Fガス規則第11条、同附属書IV）、そのような安全規定が存在する場所においてのみ使用されるべきことをラベルに表示することが義務付けられる（改正Fガス規則第12条第15項）。2024年3月9日に実施規則においてラベルに記載すべき注意書きの内容等が定められた²。

免除に関しては、2024年10月23日に委任立法として実施規則であるCommission Implementing Regulation (EU) 2024/2729³が制定され、環境シミュレーション、スプレー乾燥、凍結乾燥及び遠心分離に関する装置については2025年1月1日から2028年12月31日まで適用が免除され、上市が可能となっている（同実施規則第1条柱書）。

<国際ルール上の問題点>

冷媒が室内にも存在する「スプリット型エアコン」においては、安全性リスク等の観点から、Fガス冷媒の代替として可燃性のある自然冷媒を利用することにはより大きな技術的困難が伴う。したがって、HFO冷媒を含むFガスすべてを禁止する今回の改正により、将来的にスプリット型エアコンという製品全体が上市できなくなるおそれがあるところ、EUのスプリット型エアコン市場においては、域外からの輸入品の市場シェアが高い。他方で、

² Commission Implementing Regulation (EU) 2024/2174 of 2 September 2024 laying down rules for the application of Regulation (EU) 2024/573 of the European Parliament and of the Council as regards the format of the labels for certain products and equipment containing fluorinated greenhouse gases and repealing Commission Implementing Regulation (EU) 2015/2068 (https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ%3AL_202402174)

³ Commission Implementing Regulation (EU) 2024/2729 of 22 October 2024 authorising an exemption pursuant to Regulation (EU) 2024/573 of the European Parliament and of the Council, with regard to the use of fluorinated greenhouse gases in certain environmental simulation devices, laboratory spray-drying or freeze-drying equipment, and laboratory centrifuges (https://eur-lex.europa.eu/eli/reg_imp/2024/2729/oj)

冷媒が室外のみに存在する「セルフコンテインド型エアコン」においては、Fガスに代わり可燃性自然冷媒を利用することが技術的に比較的容易であるところ、このセルフコンテインド型エアコンに関してはEU域内製品の市場シェアが高い。すなわち、Fガス全てを禁止する本規則は、EU域外産のスプリット型エアコンに対して、EU域内産品であるセルフコンテインド型エアコンとの比較において不利な待遇を与えるものである懸念があり、輸入品に対して同種国産品と比べ不利でない待遇を与える義務である内国民待遇義務（GATT 3条4項）に違反する懸念がある。

また、本規則の目的は温室効果ガス削減であるにも関わらず、この目的に資する低GWPのFガス（HFO冷媒を含む）の使用を一律に禁止している。さらに、強燃性冷媒の利用に伴う安全性リスクや、GWP値の低いFガスの利用に伴う温室効果等についてのリスク・インパクトアセスメントが実施されておらず、本規則は当該目的に十分な関連性のある内容に設計されていないおそれがある。従って、先述の欧州外で主力のスプリット型エアコンに対する不利益は、もっぱら正当な規制上の区別に基づいているとはいえず、TBT協定2条1項に違反する可能性がある。加えて、同じ理由で、上記GATTにおける内国民待遇義務違反が認められる場合、「恣意的又は正当と認められない差別待遇の手段」又は「国際貿易の偽装された制限」とであると評価され、GATT上の一般例外に基づく正当化が困難である可能性がある。

さらに、本規則は、Fガスを代替する冷媒の利用可能性がない場合にまでFガスの使用を一律に禁止するものとなっている。加えて、上記のとおり温室効果ガス削減目的に資する低GWPのFガスの使用を一律に禁止するものとなっている（規制前文上、代替冷媒を検討するうえでは、健康や環境への影響に配慮した将来的なPFAS規則を考慮する必要性にも言及がある）。よって、本規則は、正当な目的の達成のための必要以上に貿易制限的な措置として、TBT協定2条2項に違反する可能性がある。

そもそも、2023年11月にTBT協定に基づくTBT通報が実施され、その後60日間通報に対するコメントが受け付けられたが、欧州委員会のプレスリリース（2023年10月付）では、欧州議会とEU理事会による採択によって規則が発効する旨の記載があり、TBT通報に対する加盟国からのコメントを考慮することが想定されていない。また、本規則のうち、2023年10月の政治合意によって新たに盛り込まれたFガスの全面禁止に係る部分は、当該TBT通報において通報されていない。これらの点は、強制規格案の内容に関して重要な情報を加盟国に通報し、加盟国に対して書面意見提出のための適当な期間を与え当該意見を考慮する義務を定めたTBT協定2条9項に違反する可能性がある。さらに、以上の事実関係によれば、日EU経済連携協定第8章第B節（投資の自由化）における内国民待遇義務（第8章8条）に違反する可能性もある。特に、本改正案に対する意見公募手続においては日本から提出された意見が全体の46%を占めるなど⁴、冷媒に係る日本企業の利害にも影響が大きいと見られ、適切な立法及び施行を引き続き求めていく必要性が高い。

<最近の動き>

日本政府としては、TBT通報に際して日本政府から意見提出を行ったほか、2025年1月末の日EU・EPA TBT専門委員会等を通じた二国間協議や、2025年のWTO/TBT委員会の場で懸念を表明している。本規則の改正内容については引き続き動向を注視し、安全性やエネルギー効率等の観点でバランスの取れた制度となるよう働きかけを行う。

(6) 森林減少・劣化に関わる特定の産品・製品のEU市場での取引及びEU市場からの輸出に関する規則

<措置の概要>

森林減少関連産品の利用可能化及び輸出に関する規則（Regulation (EU) 2023/1115）は、2023年6月に発効した。本規則により、2026年12月30日以降（零細・中小企業については2027年6月30日から）⁵は畜牛、カカオ、コーヒー、アブラヤシ、ゴム、大豆、木材及びその関連産品は、生産過程において森林減少（deforestation）・森林劣化（forest degradation）を引き起こしていない（「森林減少フリー」である）こと、生産国での関連法令に従

⁴ みずほリサーチ&テクノロジーズ「速報・欧州PFAS規制案パブコメ提出状況と指摘されている論点」
（<https://www.mizuho-rt.co.jp/business/consulting/articles/2023-k0032/index.html>）（2024年12月6日確認）。

⁵ <https://trade.ec.europa.eu/access-to-markets/en/news/delay-until-december-2026-and-other-developments-implementation-eudr-regulation>

って生産されたこと、デュー・ディリジェンス・ステートメントの対象になっていることの3つの要件を満たさない限り、EU域内市場への輸入・販売をすることができない。

デュー・ディリジェンス・ステートメントに関し、事業者及び取引業者は、対象製品をEU域内市場に輸入・販売する前に、①対象製品の生産過程に関する情報の収集、②生産過程における森林減少リスクの評価、③森林減少リスクの軽減措置を含むデュー・ディリジェンスを実施しなければならない。ただし、本規則は、各国・地域の森林減少のリスクを「高リスク」「低リスク」「標準リスク」に分類するベンチマーキングシステムを採用しており、低リスク国・地域からの対象製品については②リスク評価及び③リスク軽減措置の実施義務が免除される。2025年5月にEUが公表した国別リスク査定によれば、「高リスク」国はロシア・ベラルーシ・北朝鮮・ミャンマーのみで、熱帯雨林を有するブラジル、インドネシア、マレーシア、メキシコ等が「標準リスク」、その他大半の国（日本含む。）が「低リスク」に分類された。また、2025年12月には制度の簡素化が発表され、デュー・ディリジェンス実施義務の主体が、対象製品をEU域内市場に輸入・供給する、あるいはEU域内市場から輸出するサプライチェーンの上流にある事業者のみに限定され、EU域内市場に輸入・供給済みの商品を扱う下流事業者及び取引業者については同義務が免除されることとなった。ただし、サプライチェーンにおける影響力の大きさを考慮し、大規模な下流事業者及び取引業者には、ITシステムへの登録が義務付けられる。また、トレーサビリティ確保の観点から、事業規模にかかわらず、下流事業者と取引業者には、上流事業者が提出したデュー・ディリジェンス・ステートメントの参照番号などの収集を求める。さらに、低リスク国の零細・小規模事業者で、自身の土地で栽培、収穫、飼育した製品をEU域内市場に供給、あるいはEU域内市場から輸出する「零細・小規模一次事業者」という区分も追加し、当該事業者については、デュー・ディリジェンス・ステートメントの代わりに1回限りの簡易なステートメントの提出が求められることとなった。

本稿執筆時点では、同規則は、2026年12月30日から（小規模・零細事業者は2027年6月30日から）適用されることとなっているが、実施に先立ちさらなる簡素化に向けた見直しも示唆されている。

<国際ルール上の問題点>

サプライチェーンが複雑で、加工前の原材料の生産過程をトレースすることが困難な品目については「高リスク」「標準リスク」国・地域からの輸出が事実上困難となる可能性が指摘される。また、「高」リスク「標準リスク」と認定された国・地域は、EU加盟国及び他のEU域外の「低リスク」国と比較して対象製品輸出の際のデュー・ディリジェンス・デリジェンス義務が重くなるため、GATT3条4項（内国民待遇義務）及びGATT1条（最恵国待遇義務）に整合しない可能性がある。

なお、森林減少の抑止という目的自体は一般例外規定（GATT20条）の(b)・(g)号等に該当する可能性はあるが、同条柱書の「恣意的又は正当と認められない差別待遇の手段となるような方法」となる場合は正当化されない。

<最近の動き>

同規則は度々施行が延期され、本稿執筆時点では、2026年12月30日から（小規模・零細事業者は2027年6月30日から）適用されることとなっている。

WTO TBT 委員会では、熱帯雨林を有する東南アジア・ラテンアメリカ各国に加え、米国、カナダ、豪州等先進国からも、同規則の貿易制限効果に対する懸念が表明されている。我が国としても、我が国産業界への影響を注視するとともに、施行される規制が必要以上に貿易制限的なものとならないよう、EUに対して継続的な働きかけを行う。

(7) 包装及び包装廃棄物規則

<措置の概要>

包装及び包装廃棄物規則（Regulation (EU) 2025/40）は、2025年2月に発効。個別に適用時期が定められた規定を除き、2026年8月から適用される予定である。

本規則は、プラスチック製品や食品廃棄物等を優先分野として循環経済（circular economy）を促進しようとするEUの環境政策に沿ったものであり、EU域内に上市される包装（缶、瓶、ペットボトル、プラスチック包装材、輸送用包装等）全般に適用される。包装をEU域内でリサイクル可能とすること、プラスチック包装について一定

割合のリサイクル材を含有すること、必要最小限の重量及び体積になるように設計すること、輸送用包装等について再使用（リユース）可能とし、かつ再使用のためのシステムが確保されていること等の持続可能性要件（sustainability requirements）が定められ、EU 域内へ上市される包装は、同各要件を満たさなければ、EU 域内市場において販売することができなくなる。

加盟国も、プラスチック製買い物袋の削減、廃棄物管理や適合性評価等の義務を負う。なお、廃棄物管理には、分別収集を確実にするためのデポジット・リターン・システム（保証金返還システム）を整備する義務も含まれるが（50条2項）、CNコード（EUの域外共通関税を設定する合同関税品目分類）220600（日本酒を含む）、及び、2208（蒸留酒、梅酒、ゆず酒、焼酎等を含む。）のアルコール飲料の包装については同項の適用対象外とされている（同条4項）。

<国際ルール上の問題点>

EU 域内で活動する幅広い事業者、食品・飲料業界をはじめ、多くの産業界への負担が大きい措置となることが懸念される。事業者は、拡大生産者責任の下で、包装材の分別・回収や、リサイクル、情報提供、ラベリングにかかる費用等の負担が求められるところ、EU 域外から製品を輸出する際の包装材料について、リサイクル率に基づいた拡大生産者責任費用負担の増大も懸念される。さらに、適合宣言などの要求もあるが、どのような単位で適合宣言をするのか運用が不透明であり、特に多種多様な包装を使用する製品に対して、懸念が大きい。

また、EU 域内業者の多いウイスキーやワインについては、早い段階から規制対象から除外される等、EU 域内の産業への影響が優先的に考慮されているとの批判もある。

一定の再生プラスチック利用義務要件について、EU 域外国で回収されたものについてはEU 同等の回収等の基準を満たした再生プラスチック利用を要件としており、実施の態様によっては、一方的にEU 域内と同一の基準を輸出国に強いることによって、事実上、EU 域外産品に不利な待遇を与えることにつながるおそれがある。

<最近の動き>

施行される規制が必要以上に貿易制限的なものとならないよう、今後の規則制定過程を注視するとともに、EU に対して継続的な働きかけを行う。

サービス貿易

オーディオ・ビジュアル（AV）分野の規制

本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

EU は、域内の文化的価値の保護を目的として、理事会の「テレビ放送活動の遂行に関する一部の加盟国法規のコーディネーションに関する理事会指令 89/552/EEC（国境なきテレビ指令）」（修正指令 97/36/EC）により、テレビ放映時間の半分を超える時間を、実行可能な場合にかつ適切な方法で欧州作品のために留保するよう加盟国に求めていた（但し、ニュース、スポーツ・イベント、ゲーム、広告、文字多重放送を除く）。この指令に基づき、全加盟国で国内法の整備が終了しており、例えば、フランスでは、テレビで放映される映画は少なくとも 60% を欧州制作分としなければならず、また、仏語放送を全体の 40% 以上としなければならぬと規定している（1992年1月18日の政令 No.86-1067）。2007年12月、欧州議会と理事会により、「国境なきテレビ指令」を修正する欧州議会・理事会指令案（視聴覚メディア・サービス指令案（AVMSD：Audiovisual Media Services Directive））[COM（2005）646] が採択され、翌12月に発効した。ここでは、テレビ広告、ビデオ・オン・デマンド等に関する規律が新たに追加されている。その後、同指令 2007/65/EC は指令 2010/13/EU に置き換えられた。

欧州委員会は2011年3月29日、AVMSDの適用状況に関する情報提供を16の加盟国に要請し、指令の内容が的確に国内法に反映されているかを精査した。また、2015年7月から9月まで、ステークホルダー及びユーザーを対

象に、パブリックコンサルテーションが行われ、2016年5月25日、本指令の改正案が欧州委員会から欧州議会に提出された。2017年4月25日、欧州議会文化教育委員会にて本改正案が同意され、欧州委員会、欧州議会、理事会での3者協議を経て、2018年10月2日、欧州議会は本指令の改正案を承認し、同年11月6日、理事会が本指令の改正案を採択した。本改正は、音響映像サービスの視聴方法が、伝統的なTVからオンライン媒体に変化しつつある中で、消費者保護の観点から、音響映像サービス事業者に対する規制を見直すものである。特に、オン・デマンドサービスにおいても、欧州作品を一定量以上配信することを義務づけるクォータ規制が明示されていることは注目される。

2020年11月、欧州委員会は、23の加盟国に対して、AVMSDを国内法に移行することを怠っているとして、正式な通知を送付したが、さらに2021年9月23日、欧州委員会は、チェコ、エストニア、アイルランド、スペイン、クロアチア、イタリア、キプロス、スロベニア、及びスロバキアに対して、AVMSDに対応する国内法の整備を十分に行っていないとして意見書を送付した。2022年5月19日、欧州委員会は、これらの加盟国のうち、チェコ、アイルランド、ルーマニア、スロバキア、及びスペインについて、欧州連合機能条約（EU運営条約）260条3項に従い制裁を課すことを欧州司法裁判所に対して要請することを決定した。その後、欧州司法裁判所は、2024年2月29日、アイルランドに対し、義務違反を認める判決を下した（Case C-679/22）。

2023年、EUはAVMSDの実施に関する報告書を採択した。この報告書は、これまでの指令の実施状況を検証するもので、一部の加盟国が期限内に新指令を実施しようとする「不十分な意思」と、EUが侵害訴訟の開始に「全般的に消極的」であることを批判し、各国政府に対し、遅滞なく指令を実施するよう求めている。報告書によれば、一部の加盟国による移管の欠如は、指令の実施について本格的な評価を行う議員の能力に影響を及ぼしている。

<懸念点>

EUは、WTOサービス交渉において、AV分野について一切の約束をせず、あわせて最恵国待遇（MFN）例外登録も行っているため、上記措置がWTO協定違反とは言えない。しかしながら、サービス協定はすべてのサービスを対象とするものであり、自由化に向けた取組が望まれる。EUにおける文化保護政策は引き続き厳しく行われているところ、我が国はWTOサービス交渉等において、EUに自由化約束向上を行うよう求めている。

なお、MFNは、多角的貿易体制において自由化を実現していく上で最も重要な柱の1つであり、WTO協定における基本原則である。MFN免除措置はその最も重要な原則からの逸脱であるため、その撤廃が望ましく、サービス協定上も、MFN免除は時限的なもので、原則として10年を超えてはならないとしている。この点、EU自身が2009年7月の『オーディオ・ビジュアル政策の外的側面に関するスタッフ・ワーキング文書』と題する文書において、今後WTOに加盟しようとする国々に対し、EUと文化的な協力関係を構築するために、音響映像サービスの約束を行わず、かつMFN免除登録を促すことを助長するような記載があることはWTOの精神からも看過することは出来ない。

<最近の動き>

2025年5月13日、EU閣僚理事会は2026年に予定しているAVMSDの改正の方向性として、青少年の保護、動画共有プラットフォームの規制、偽情報や外国による干渉への対策等の課題を発表した。2025年11月24日、同改正のための意見と証拠の募集が開始されており、2026年末までに改正案を公表する予定となっている。

2022年9月16日、欧州委員会は域内市場におけるメディア・サービスの共通枠組みを確立する規則案（欧州メディア自由法案）及びAVMSD（指令2010/13/EU）の改正案を採択。この提案には、メディア部門における編集の独立性と所有者の透明性のための内部セーフガードに関するEU勧告が添付されていた。欧州メディア自由法の目的は、EUにおけるメディアの多元性と独立性を保護することであり、メディアがEU域内市場において、不当な圧力を受けることなく、メディア空間のデジタル化を考慮しながら、国境を越えてより容易に活動できるようにするための、以下のような措置が盛り込まれている。

- ア) 編集上の決定に対する政治的干渉や監視からの保護。
- イ) 公共メディアの独立性と安定した資金調達、メディア所有権と国営広告の配分の透明性を重視する。
- ウ) 編集者の独立性を保護し、利益相反の開示を義務づける。
- エ) 各国のメディア当局で構成される独立した欧州メディア・サービス委員会を新設する。

EUは、指令に盛り込まれた「欧州の著作物」の定義は、1989年の欧州評議会の「国境を越えるテレビジョンに関する条約」が定めた「『欧州の視聴覚著作物』の概念に対するオープンで広範な理解」に沿ったものであると認識している。

欧州メディア自由法（規則2024/1083）は、2024年4月11日、欧州委員会との協議を経て欧州議会及び理事会により採択された。同法は2024年5月7日に発効し、2025年8月8日に全面的に施行された。

政府調達

EUの公共調達政策に関しては、2025年5月に発表された単一市場戦略、2025年9月に実施されたフォン・デア・ライエン欧州委員長の一般教書演説等においてEUの公共調達規則を改定し、特定の技術分野や戦略的分野における欧州産優遇を導入していくことが示されている。2025年11月には、同公共調達規則の改定に関しパブコメが実施され、公共調達手続きの簡素化等に加え、戦略分野におけるメイド・イン・ヨーロッパ基準を導入し、EUの経済安全保障と主権を確保し、公共調達政策をEUの戦略的政策目標、社会的・環境的持続可能性に沿ったものに改定する方針が示されている。

また、EUでは、外国補助金規則（詳細は第II部第14章「政府調達」コラム「EUの外国補助金規則を巡る動向」参照）や国際調達措置（IPI）などEU域外国の事業者及び製品を調達から排除することを可能にする規則も整備されている。

国際調達措置（International Procurement Instrument：IPI）

<措置の概要>

当該IPI規則2022/1031では、欧州委員会が他国の調達市場について調査を行い、当該国が「制限的又は差別的な調達措置又は慣行を採用又は維持している」と認められる場合には、当該国と協議を行い、協議による解決ができなかったときは、当該国からの調達に対して価格調整措置（price adjustment measures）をとる仕組みが設定された。

<国際ルール上の問題点>

本規則に基づき、欧州委員会がEUの利益となると判断した場合、欧州委員会自身又は、実質的な利害関係者、加盟国は、第三国の疑わしい措置・慣習について調査を開始することが可能（5条1項）。欧州委員会は、所見を含む通知を公表した後、当該国に意見、情報提供を求め、協議に入る（5条2項）。調査及び協議は、その開始の日から9か月以内に終了する。なお、正当な理由がある場合は、この期間を5か月間延長することができる（5条3項）調査及び協議の終了後、欧州委員会は、第三国の問題となる措置又は慣行が存在すると認定する場合、EUの利益となると判断したときは、IPI措置を採択する（6条1項）。

本規則は、国際協定の適用対象外の物品・サービス（non-covered goods and services）の調達に対してのみ適用される。すなわち、①EUとの間で国際協定を締結していない第三国については、当該国の物品・サービス、②EUとの間で国際協定を締結している第三国については、当該国際協定の適用範囲外の物品・サービスが対象となるとされている。

このように、本規則の基本的な仕組みとしては、EUが国際協定で内国民待遇を約束する調達は上記措置の対象としないこととしているが、例えば、主張された「調達措置又は慣行」が認定された第三国の供給者による入札において、当該国の物品の合計価額が入札価額の50%を超えているが、我が国の物品も相当程度含まれているような場合、本規則上、我が国の物品も価格調整措置の対象になるとすれば、無差別原則（WTO政府調達協定4条1項）に違反するおそれも否定できない。

<最近の動き>

2012年3月、欧州委員会は、公共調達市場の開放が不十分な貿易相手国に対して、市場開放のインセンティブを高めることを目的とし、公共調達に関する新たな規則案（COM(2012)124）を提案した。また、2016年1月、欧

州委員会は、本規則案の修正案（COM（2016）34）を公表した。2016年の欧州委員会による修正案をさらに修正する最新の修正がポルトガル（2021年前期：EU理事会議長）から2021年に提出された。修正された規則案は、EU運営条約207条を法的根拠条文にして、EU運営条約294条に規定される通常立法手続によりEU理事会と欧州議会により2022年6月23日に採択された。6月30日付けで官報に掲載、成立・交付された。官報掲載60日後の同年8月29日より施行された。2023年2月21日、事業者の定義、サービス及び物品の原産地の決定方法、落札業者の義務並びにIPI措置が行使される方法等のIPI規則における主要概念について明確化したガイドラインを公表した。

IPI規則に基づく最初の調査として、2024年4月24日に中国の医療機器の公共調達市場における参入制限に対する職権調査が開始された。欧州委員会は中国の当該措置に対し、①中国の法律上、国内の商品の調達が優遇されていること、②医療機器を含む輸入商品の調達について、国内商品の調達の場合と比べて厳格な申請・評価・承認手続を設定していること、③医療機器の集中調達において、利益重視の企業が維持できないような異常な低入札につながる条件を課している、という3点の理由を示したうえで、これらの措置がEU企業の公共調達への参加の機会に、法律上及び事実上、深刻かつ継続的な障害をもたらしているとの予備的評価を与えている。

2025年1月14日、欧州委員会は中国の医療機器の公共調達市場における参入制限についての調査報告書を公表した。報告書は、「中国がEUの医療機器とその供給者に対し、直接のおよび間接的な差別を様々な形で行っており、その結果、中国全土において、EUの医療機器とその供給者の市場アクセスが深刻かつ繰り返し損なわれている」と結論づけている。その後同年6月19日、欧州委員会はIPIに基づく中国初の事業者への欧州医療機器公共調達市場へのアクセス制限についての実施規則を採択した。当該実施規則は、推定価格が付加価値税（VAT）抜きで500万ユーロ以上の推定価格の公共調達案件について、中国の事業者による入札を排除するほか、中国以外の事業者が提出する入札書において、中国原産の物品や中国事業者への下請けは、入札価格の総額の50%を超えてはならないことを定めており、同月30日に発効した。

知的財産

スペアパーツへの意匠権の権利行使問題

<措置の概要>

EUにおいては複合製品の交換用の構成部品（スペアパーツ）の意匠権による保護の在り方について、これまで激しい議論が行われてきたが、2022年11月に欧州委員会から提案された共同体意匠規則を改正する規則案及び意匠の法的保護に関する指令案について、2023年12月にEU理事会と欧州議会が暫定合意した案が2024年10月にEU理事会で正式に採択され、同年12月にこれが発効したことにより、EUの議論が収束しつつある。

これまで、共同体意匠については、「共同体意匠に関する2001年12月12日の理事会規則（Council Regulation（EC）No 6/2002）」（以下、「共同体意匠規則」という。）の110条において、仮に権利者がスペアパーツ自体の意匠権を有していたとしても、複合製品の本来の外観を回復させるように修繕する目的で当該スペアパーツを使用する場合には、その権利行使が認められないという、いわゆる「修理条項」が、経過措置として規定されていた。また、各EU加盟国の意匠制度の調和を目的とする「意匠の法的保護に関する1998年10月13日の欧州議会及び理事会指令（Directive 98/71/EC）」（以下、「意匠指令」という。）の14条では、上記「修理条項」の採否について、各国に既存法規の現状維持を認め、法規を改正する場合は、当該部品の市場の自由化を図る方向でのみ可能となる旨規定しているところ、EU域内の各国において、スペアパーツの意匠権による保護の在り方は統一されていなかった。

2020年に欧州委員会から公表された「意匠保護に関するEU法制の評価」と題する報告書においては、オーストリア、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、リトアニア、マルタ、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア及びスロバキアが「修理条項」を有しない一方、ベルギー、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、ルクセンブルク、オランダ、ポーランド、スペインが「修理条項」を有し、デンマーク、スウェーデン及びギリシャは保護期間が異なるなどスペアパーツの意匠権を制限する他の制度

を有することが報告されている（ただし、後述のとおり、ドイツ及びフランスではその後、「修理条項」を追加する意匠法改正が成立した）。

このような経緯を経て、2024年12月に「修理条項」導入を追加した改正案が発効したことで、EU加盟国において36月以内に必要な国内法の改正が行われることになる。

本来、権利者がスペアパーツ自体の意匠権を有している場合には、修理目的であるか否かによらず、当該スペアパーツの意匠について独占的排他権を有することから、部品市場においても、当該スペアパーツの模倣品を排除できるはずであるところ、「修理条項」の導入により、修理目的のスペアパーツに意匠権による保護が及ばないとすれば、特に自動車産業を中心として、イノベーションが損なわれる懸念がある。

<国際ルール上の問題点>

TRIPS協定26条2項には、加盟国が意匠の保護の例外を定めることができるとされている一方、当該例外が認められるためには、①限定的例外であること、②通常の実施を妨げないこと、③第三者の正当な利益も考慮して、権利者の正当な利益を不当に害さないこと、の3条件（3-ステップテスト）を累積的に満たす必要があることが規定されている。したがって、共同体意匠や各EU加盟国において、修理目的のスペアパーツを意匠保護の例外とすることがTRIPS協定26条2項に整合するかについては、TRIPS協定の解釈に議論の余地があると考えられてきた。

<最近の動き>

EUにおける修理目的のスペアパーツの意匠権による保護の在り方については議論が収束し、経過措置として規定されていた共同体意匠規則110条及び意匠指令14条のいずれも、2024年に正式に採択・発効された。

これまでの経緯を振り返ると、2004年には欧州委員会が、意匠指令への「修理条項」導入を提案したものの、結局合意に至らず、2014年に取り下げられた。その後、2020年3月に欧州委員会が公表した循環経済行動計画においても、製品の持続可能性を担保するための方策として、「修理する権利」の導入について言及があり、2020年11月に欧州委員会が公表した「知的財産に関する行動計画」でも、スペアパーツの保護に関するEU域内の制度調和を含んだEUの意匠保護の近代化が提案された。欧州委員会は、2021年4月から7月にかけて、「スペアパーツについての意匠保護を見直すべきか」との質問を含む、EUの意匠保護の近代化に係るパブリックコンサルテーションを実施し、2021年9月にそのサマリーレポートをウェブページにて公表した。欧州委員会は、2022年11月に、共同体意匠規則を改正する規則案及び意匠の法的保護に関する指令案を採択した旨を公表するとともに、意見募集を開始した。この改正案には、EU全体に「修理条項」を導入することが含まれていた。その後、EU理事会は、この規則案及び指令案に対する修正提案を行ったが「修理条項」の概念は維持した。そして、EU理事会と欧州議会は、2023年12月に規則案及び指令案に関して暫定合意に達した旨を公表し、2024年初めに最終承認を行った。そして、暫定合意案は、2024年10月にEU理事会によって正式に採択され、改訂指令及び改正規則の一部は、2024年11月に欧州連合の公報に掲載され、12月8日（公報掲載から20日後）に発効された。

本指令により、「修理条項」が導入され、複雑な製品（Complex Product）の修理に使用される（例えば自動車修理部門向け）スペアパーツについては意匠保護の例外とする新たな規定が設けられる。そして、（本指令の発効後8年は、本指令発効前に出願された）既存の部品についての意匠が保護されるよう移行期間を設ける。

EU加盟国においては、36月以内に必要な国内法の改正が行われることになる。

なお、本指令の採択・発効前から、既に国内の意匠法に「修理条項」を導入していた国もある。例えば、ドイツにおいては、ドイツ社会民主党の消費者保護に関する主要施策の一つとして位置付けられる意匠法への「修理条項」導入が、2018年3月に発足した連立政権の合意文書において記載され、2019年5月に連邦政府が意匠法への「修理条項」導入を閣議決定し、2020年9月及び10月に連邦議会（下院相当）及び連邦参議院（上院相当）が「修理条項」を追加する意匠法改正案を可決し、2020年10月9日に意匠法改正が成立し、2020年12月2日に公布・施行された。これにより、ドイツでは修理目的でのスペアパーツには意匠権による保護が及ばなくなっていた。

また、フランスにおいては、これまで、フランス議会での採択にもかかわらず、憲法評議会による手続上の理由に基づく違憲判断等があり、修理条項は導入されていなかったが、2021年8月22日に成立した「気候変動への対策及びその影響に対する回復力強化に関する法律」32条により、知的財産法に修理条項を自動車関連の一部のスペアパーツに限定して新設するとともに、他のスペアパーツについても保護期間を短縮する改正がなされ、この改

正法は2023年1月1日に施行された。本指令では、複雑な製品の修理条項となっており、自動車等に限定されるものではなく、対象が異なっている。

我が国としては、これまで継続的にEUに対して「修理条項」の廃止を求めており、2019年11月に開催された日EU・EPA知的財産専門委員会第1回会合においても、スペアパーツの意匠権による保護を議題の1つとして取り上げ、EUに対して「修理条項」の廃止を求めていた。

今後、引き続き、意匠権の効力が不当に制限されることは適切でないことに留意しつつ、各EU加盟国の国内意匠法において、どのように反映されるのか、立法及び運用の状況を注視していく必要がある。

補助金・相殺措置

フランス EV 補助金

<措置の概要>

2023年7月、仏政府は電気自動車（EV）の購入に対する補助金の適格要件に、車両の製造・輸送に係るCO₂排出量を考慮する改正案を公表し、8月までパブコメを実施。9月、上記改正を行う政省令が公布され、同年10月に施行した。改正により、EVの製造・輸送過程でのCO₂排出量から算定する環境スコアが設定され、環境スコアが60以上の車両が補助金の対象となった。乗用車購入の場合、購入金額の27%が補助される（上限は、個人の場合5,000ユーロ、法人の場合3,000ユーロ、低所得者の場合7,000ユーロ）。

環境スコアの算出方法は、①鉄鋼・アルミニウムその他材料製造時の排出量、②バッテリー製造時の排出量、③バッテリーを除く中間組み立て時等の排出量、④輸送時の排出量の各項目について、排出係数と使用量等を乗じて算定したCO₂排出量の合計値で算出される。①～③の排出係数は国や地域ごとに設定されており、④の排出係数については、陸路（鉄道、道路）輸送の場合は国や地域ごとに、海上輸送の場合は距離に応じて一律に設定されている。環境スコアの算出に異議がある場合、実測値によるCO₂排出量の再計算・再申請を認める規定がある。また、2023年12月、仏政府は補助金の対象車種のリストを発表した。

2025年6月30日、仏政府は、予算上限に達したことを理由にEV補助金を廃止⁶したが、同年7月1日より、後続措置として、既存の省エネ証明制度（certificats d'économies d'énergie; CEE）に基づき、EVの購入若しくはリースに対する補助金を開始⁷。補助対象車両の選定においては、引き続き環境スコア要件が課されており、環境スコア60以上の車両が補助金の対象とされた。また、同後続措置における補助額は、申請者の所得によって異なり、4,200ユーロ（貧困世帯から一部の中所得世帯まで）若しくは3,100ユーロ（左記以外の世帯）のいずれかを支給。さらに仏政府は、2025年10月1日以降、欧州で組み立てられ、欧州製のバッテリー搭載車について、1,000ユーロの追加補助を開始⁹。本追加補助に関して、仏政府は、欧州委員会及びステファン・セジュールネ委員（産業戦略担当副委員長）の「欧州優先（European Preference）」政策や、マリオ・ドラギ欧州委員長が2024年9月9日に示した「Made in Europe」基準を反映する内容であることを公言。

なお、2025年12月26日時点の政府発表によれば、2026年より、エネルギー節約証明書（CEE）の市場価格変動に応じて、補助額が5,700ユーロ（貧困世帯）、4,700ユーロ（非貧困の低所得世帯）、3,500ユーロ（その他の世帯）に変更され、欧州で組み立てられ、欧州製のバッテリー搭載車への追加補助も2,000ユーロに引き上げとなる可能性がある¹¹（CEEの市場価格に応じて変動するため、記載の補助額は参考値）。

⁶ Legifrance “Décret n° 2025-606 du 30 juin 2025 relatif aux aides à l'achat ou à la location de véhicules peu polluants”
(<https://www.legifrance.gouv.fr/for?id/JORFTEXT000051825088>)

⁷ フランス政府公式ポータル Service Public “What is the follow-up to the ecological bonus?”
(<https://www.service-public.gouv.fr/particuliers/actualites/A18385?lang=en>)

⁸ フランス政府ウェブサイト “Achat d'un véhicule électrique : pouvez-vous bénéficier de la prime « coup de pouce véhicules particuliers électriques » ?”
(<https://www.economie.gouv.fr/particuliers/voyager-et-se-deplacer/achat-dun-vehicule-electrique-pouvez-vous-beneficier-de-la>)

⁹ フランス政府プレスリリース “Augmentation de la prime pour l'achat d'un véhicule électrique respectant des critères de production européenne à partir du 1er octobre” (<https://presse.economie.gouv.fr/augmentation-de-la-prime-pour-lachat-dun-vehicule-electrique-respectant-des-criteres-de-production-europeenne-a-partir-du-1er-octobre/>)

¹⁰ フランス政府ウェブサイト “Bonus écologique : 1000 € supplémentaires pour l'achat de certains véhicules électriques dès le 1er octobre”
(<https://www.economie.gouv.fr/actualites/bonus-ecologique-1-000-eu-supplementaires-pour-lachat-de-certains-vehicules-electriques>)

¹¹ フランス政府ウェブサイト “Achat d'un véhicule électrique : pouvez-vous bénéficier de la prime « coup de pouce véhicules particuliers électriques » ?”

<国際ルール上の問題点>

補助金の適格要件である環境スコアの算定に、輸送時の CO2 排出量も含まれ、海上輸送の場合、輸送距離に一律の係数を乗じて輸送時排出量を算出することとなっている。また、陸上輸送の場合、鉄道輸送や道路輸送におけるアジア各国の排出係数が欧州各国より高く設定されている。これらの設計により、輸送距離の長短や輸送方法により輸入車の扱いが異なり、GATT 1 条 1 項（最恵国待遇義務）、GATT 3 条 4 項（内国民待遇義務）に抵触する可能性がある。また、環境スコアを算定するために用いる鋼材やバッテリーの生産等の CO2 排出係数が、国・地域ごとに一律で設定され、フランスを含む欧州の国・地域が他の国・地域よりも優れた係数が設定されているため、輸入車は高スコアを取りにくく、フランス産車や欧州産車に比べ補助金の対象となりにくい。そのため、一部の輸入車を不利に扱っている要件として、GATT 1 条 1 項（最恵国待遇義務）GATT 3 条 4 項（内国民待遇義務）に抵触する可能性がある。

2025 年 10 月 1 日以降に開始された追加補助に関しては、欧州で組み立てられ、欧州製のバッテリー搭載車のみを補助の対象としているため、GATT 1 条 1 項（最恵国待遇義務）、GATT 3 条 4 項（内国民待遇義務）に抵触する可能性がある。また、輸入製品よりも欧州組立・欧州製バッテリー搭載車を優先して追加補助を実施することから、補助金協定 3 条 1 項（b）（国内産品優先補助金）に抵触する可能性がある。

<最近の動き>

我が国は、仏政府に対して、WTO 物品理事会や補助金委員会をはじめ、様々な機会を通じて懸念を表明するとともに、EU に対しても、各種会談を通じて本措置や類似措置が他国や他分野に広がる事への懸念を表明している。協定整合性に疑義のある措置が是正され、また、他分野や他国に類似措置が広がらないよう、産業界や他国とも連携しつつ、今後の状況を注視する必要がある。

(<https://www.economie.gouv.fr/particuliers/voyager-et-se-deplacer/achat-dun-vehicule-electrique-pouvez-vous-beneficier-de-la-prime-coup-de-pouce-vehicules-particuliers-electriques#>)

2. 英国

関税

関税構造

本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許税率の定義は、第II部第5章1を参照。

<措置の概要>

関税・物品税管理法、2018年租税（クロスボーダー貿易）、2018年欧州連合（離脱）法、2020年租税（移行期間後）法及び関連法規において、輸出入の管理や関税に関する諸規定やEU離脱後の英国の物品の輸出入に関する関税制度などが規定されている。対日輸入適用税率には、MFN税率又は日英包括的経済連携協定（日英EPA）税率等が適用される。また、EU離脱移行期間終了に伴う通関申告に関する特別措置及び一時・再輸出入、加工処理や特別な使用目的で輸入される物品に対する租税優遇措置（免税措置）などがある。

英国は、2020年1月、EU離脱協定に基づきEUから正式に離脱し、同年12月をもって離脱移行期間が終了した。離脱移行期間中、英国は事実上、EUの関税同盟に含まれていたため、2020年12月まではEUのMFN税率及び特惠税率が適用された。2021年1月より、UKグローバルタリフ（UKGT:UK Global Tariff）が適用され、ニューサンス・タリフ（nuisance tariff：2.0%未満）の廃止や小数点以下の関税率の単純化、国内製造がないまたは限定されている品目の関税廃止がなされた。例外的に北アイルランドではEU離脱協定の北アイルランド議定書に基づき引き続きEU共通関税率が適用される。

また、高関税の品目の実行関税率及び譲許税率は、EUとほぼ同様の取扱いがなされている。

<懸念点>

EU離脱に向けて、英国は新たな譲許表を作成し、2018年7月にWTOに提出した。その内容は関税割当の点を除いてEUの附属表をほぼ踏襲しており、2020年5月及び同年12月に技術的な修正を行った。他方で、2021年1月、離脱移行期間終了後のWTOにおける英国の立場を記載したWTO加盟国向けの通達において、譲許表は未承認であるものの適用する旨記載されている。そのため、現在この未承認の譲許表を適用している英国に対してWTO加盟国が不服を申し立てたり、報復措置が取られたりする可能性がある。また、2020年12月、英国はITA及び拡大ITAについて、引き続き実施する旨の通報が行われており、当該譲許表において、対象品目201品目の関税が2023年までに撤廃された。

その他、EU同様、高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題は生じないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるというWTO協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

英国は、貿易の継続性に支障が生じることを避けることを目的として、Brexitの離脱移行期間中、EUが締結した第三国との貿易協定を継続する交渉を行い、Brexit後も多くの貿易協定が英国でも引き続き適用された。我が国においても、離脱移行期間中に日英政府間で交渉が行われ、2020年12月にそれぞれの国において承認プロセスが完了した後、2021年1月から日英EPAが発効されている。本協定は、基本的に日EU EPAの内容を踏襲するものであり、日英EPAの発効時から日EU EPAと同じ削減税率を適用するキャッチアップ規定やEU産の材料を使用する場合やEU域内の付加価値や加工工程を日英のもののみならず累積・拡張累積規定も設けられて、日本企業が継続して対英ビジネスを行う環境が整えられている。また、2021年2月には、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）への加盟を正式に申請した。2023年3月31日にはCPTPP加盟交渉を終了し、2023年7月16日に加盟議定書に署名し、2024年12月15日に正式加盟した。

セーフガード

鉄鋼製品に対するセーフガード措置

<措置の概要>

2020年10月1日、英国は、EUの鉄鋼セーフガード措置に関して、EU離脱後もこれを「継承」(Transit)し、EUにおいてセーフガード措置の対象となっている鉄鋼製品26品目中、19品目につき、関税割当を超えた場合は25%の追加関税を賦課する(当初期間2021年1月1日～6月30日)旨を発表した。同時に、7月以降の帰趨につき決定するためのTransition Reviewを開始した。2021年1月のEU離脱と同時に、「継承」措置は発動された。

2021年5月、損害を認定し10品目に対して措置延長を勧告、6月には措置延長通報がなされた。しかし、翌7月に発動された措置は、TRA勧告対象10品目とは異同があり、特に、トラス国務大臣決定により5品目が追加されている(原則3年間。追加5品目は暫定として1年延長)。2022年6月には発動中の措置の見直し(Reconsideration)手続の結果として、上記追加5品目についても2年の延長を決定した。

さらに、2023年9月4日に延長調査が開始され、2026年6月30日まで措置が再延長された。

なお、2024年11月には一部品目(カテゴリー2:冷延鋼板)について貿易上の変化を理由に措置の中断の適否を検討するためのレビューが開始され、結果、同品目については2025年1月より措置の対象から外れることとなった。

<国際ルール上の問題点>

WTO協定上、他国のセーフガード措置を「継承」する根拠規定はない。そのため、EU離脱後の英国は、調査手続を欠いたままセーフガードを発動したこととなり、この点で英国の措置はセーフガードに関するWTO協定に整合しない。

2021年5月のTRA勧告は、輸入増加や国内産業の損害等を定量的に分析しているが、セーフガード措置の延長を基礎づける認定と言えるか疑問であった。また、英国政府は、措置の背景として、世界的な鉄鋼の過剰生産能力問題及び他国の輸入制限措置、米国の232条措置に言及しており、「事情の予見されなかった発展」がセーフガード措置の発動要件とされていること(GATT19条1項(a))との整合性に懸念がある。

さらに、同年7月に国務大臣決定で急遽追加された5品目をはじめ、5月のTRAの延長勧告に含まれていなかった製品が対象に追加されている。これらについては延長のための諸要件(損害の防止のため引き続き必要であること、SG協定7条2項、等)の充足にかかる認定を欠いたまま措置が延長されており、この点でも英国の措置はWTO協定に整合しない。

<最近の動き>

我が国は、英国に対し、セーフガード委員会等の場において、「国内産業の損害」等、セーフガード協定上の要件に関する調査なしに措置を発動している点を問題視し、早急に措置を終了するよう求めてきた。

本措置はEUと同様、2026年6月に終了するはずだが、英国は、従前から、国内産業保護のための新たな後継措置を模索¹²してきた。そして、2026年3月、英国は、現行のセーフガードにおける関税割当枠を60%削減し、それを超過した輸入に50%の関税を課すという新たな輸入制限措置を同年7月から実施する方針を明らかにした。新措置では、対象品目のカテゴリーごとに国別関税割当・その他割当を割り振って運用するという基本的な設計は変わらないが、対象品目は現行セーフガードに比べ4品目(ステンレス製品等)拡大する見込みである。なお、3月以前に締結された契約に基づく輸入を対象から除外するための移行措置が検討されているが、3月末時点では詳細は不明である。なお、英国は新措置発表同時に鉄鋼製品に関するGATT28条上の譲許再交渉を開始する旨のWTO通報を行ったが、EUとは異なり、同再交渉は新措置とは別であり、7月の新措置発動後も再交渉は継続する、としている。他方、7月から発動される新措置の法的根拠については具体的な説明がなく、国際協定上の整合性(WTOのみならず、日英EPA等のEPAにおける関税撤廃約束との整合性)は極めて疑わしい。

¹² UK Government, *The UK's Trade Strategy*, p.81, June 2025, available at <http://assets.publishing.service.gov.uk/media/68838f4ebe2291b14d11af2e/uk-trade-strategy-print.pdf>

日本としては、新措置の具体的な設計及び影響を注視する一方、国際協定に整合しない輸入制限措置を速やかに是正するよう引き続き求めていく。

基準・認証制度

化学品規制（REACH・CLP）

<措置の概要>

2020年12月31日に離脱移行期間が終了したことに伴い、英国国内法に移行された。EUのREACH規則及びCLP規則も英国国内法に移行された「維持されたEU法」（retained EU law）の一つとして、必要な修正がなされたうえ、英国国内法に移行された。なお、北アイルランド議定書の結果、UK REACH規則及びGB CLP規則はグレートブリテン島のみ適用され、北アイルランドにはEU単一市場の一部として引き続きEUREACH規則とEU CLP規則が適用されている。EU化学品庁（ECHA）が担っていた役割は、ブレグジット後の英国では、安全衛生庁（Health and Safety Executive）がGB CLP規則の監督庁として担当する。

離脱移行期間終了後、EU及び英国で製品を上市するためにはそれぞれの国において化学物質を登録する必要がある。

なお、ブレグジットの結果、英国はEUから見て第三国となるため、英国に所在する登録者（製造業者、生産業者、輸入業者又は唯一の代理人（Only Representative）は、EUでの登録者とは認められない。英国に所在するEU REACH規則の下での登録を有する事業者は、既得権（Grandfathering）により得られた製造量・輸入量等により定められた猶予期間後に、改めて登録申請をする必要がある。既にEU REACH規則の下での登録で費用負担した安全性データを使う場合であっても、安全性データをUK REACH規則で使用する場合は、改めての安全性データ使用の負担が必要となる可能性がある。

<国際ルール上の問題点>

これらの規則が、英国外企業を英国内企業に比して不利に扱うようなものになる場合はTBT協定2条1項に違反する可能性がある。また、REACH規則やCLP規則は、人の健康等を目的とするものであるが、当該政策目的達成のために必要以上に貿易制限的である場合にはTBT協定2条2項との整合性の観点で問題となる可能性がある。加えて、CLP規則については、化学物質の分類や表示規制についての国際基準であるGHSを基礎としないものとなる場合には、TBT協定第2条4項との不整合が生じる可能性がある。

<最近の動き>

2022年7月、Defra（環境・食糧・農村地域省）は、UK REACH規則の移行登録期限の延長に関するパブリックコンサルテーションを実施した。その結果を受け2023年7月に、対象物質のトン数や有害性に応じた登録期限を2026年10月27日、2028年10月27日、2030年10月27日の3段階に延長した。

2023年6月29日に公布された「2023年維持されたEU法（撤回・改革）法」により、2023年12月31日付でGB CLP規則では附属書VIIIが取り消され、ポイズンセンターへの届出義務が不要となった。EU CLP規則で導入された新しい有害性分類もGB CLP規則には導入されておらず、調和分類もEUとは異なる決定を行っている。EU CLPとの乖離が起きつつあり、双方の状況を把握する必要がある。